

in connection with a wide area network (WAN), virtual private network (VPN), virtualization, web hosting, commercial time-sharing, service bureau, Software as a Service, cloud or similar service or technology, or make the Software available via the Internet on Developer's system or otherwise to any person or entity except as expressly set forth in this Agreement or as expressly authorized in writing by Autodesk.

- 3.2.5 Developer shall not remove, alter, or obscure any proprietary notices, labels, or marks from or on any ADN Materials or the ADN Site.
- 3.2.6 The prohibitions contained in this Agreement, including, without limitation, this Section 3.2, will not apply to the extent that applicable law (including, without limitation, laws implementing EC Directive 2009/24 on the legal protection of computer programs and laws of other jurisdictions relating to similar subject matter) does not allow such prohibitions to be enforced.

3.3 Limited License to Evaluation Version Software.

- 3.3.1 Autodesk may, in its discretion, make versions of the Software available to Developer as a demonstration, evaluation, trial, "not for sale" ("NFS") or "not for resale" ("NFR") version (each an "Evaluation Version Software"). Evaluation Version Software may not be available for all Software, in all regions or in all languages. Subject to the conditions set forth in this Section and the applicable Software License, Autodesk grants a non-exclusive, non-transferable, royalty-free, limited license to Developer to distribute to its End Users one (1) copy of Evaluation Version Software bundled with the Developer Works solely for the purpose of such End User's evaluation of the Software and Developer Works strictly in accordance with this Agreement and the applicable Software License. Developer's End Users may install and access one copy of the Evaluation Version Software only for the purpose of evaluation and demonstration of the Software in conjunction with the Developer Works. Developer shall ensure that the Evaluation Version Software that is reproduced and distributed is an exact replica of the Software in object code form. The Evaluation Version Software may only be installed for the lesser of thirty (30) day evaluation period or as specified by Autodesk in writing. Permission to reproduce and distribute the Evaluation Version Software is granted to Developer, *provided that* (a) all Autodesk markings, including but not limited to the copyright notice, trade names, trademark symbols, labels or proprietary notices that appear in the Evaluation Version Software, appear *unmodified* in all copies, (b) use of Evaluation Version Software is for evaluation, demonstration and non-commercial purposes only, (c) Evaluation Version Software is not modified in any way, (d) Developer does not charge a fee for the Evaluation Version Software, and (e) Developer ensures that: (i) each copy of the Software reproduced and distributed by Developer shall contain a copy of this Agreement and the applicable Software License; and (ii) the Software may not be installed onto a computer without the End User first *agreeing to* the Software License. In case of any discrepancy between this Agreement and the applicable Software License for use of any replica of the Evaluation Version Software, this Agreement shall prevail.
- 3.3.2 Developer may not enter into any license agreement with its end users on behalf of Autodesk with respect to the Evaluation Version Software. Notwithstanding the foregoing, the following language shall be included in the same language as the Developer Works on any product packaging or download website:

"This software is licensed subject to the license agreement that appears during the installation process or is included in the package. If after reading the agreement you do not wish to accept its terms, you must return or destroy the software as provided in the agreement."

- 3.3.3 Once during each annual term of this Agreement upon Autodesk's request, Developer must provide a written report to the Autodesk designated contact, within fifteen (15) days of request, setting out

できる。デベロッパーは、以下に定める全ての条件を満たせば、評価版ソフトウェアを複製し頒布する許可を受ける。すなわち、(a)評価版ソフトウェアに明示されているオートデスクの表示は全て（著作権表示、商号、商標のマーク、標示または所有権の表示を含むが、これらに限らない。）、何らの変更も加えることなく全ての複製にも明示すること、(b)評価版ソフトウェアは、評価、試用および非営利目的に限って使用すること、(c)決して評価版ソフトウェアを改変しないこと、(d)デベロッパーは、評価版ソフトウェアの代価を請求しないこと、および(e)デベロッパーは、(i)デベロッパーが複製し頒布する本ソフトウェアのいずれにも、本基本契約および適用するソフトウェアライセンス契約の写しを挿入させ、(ii)先にエンドユーザーにソフトウェアライセンス契約に同意させてから、本ソフトウェアをコンピューターにインストールさせることとする。評価版ソフトウェアの複製の使用に関して、本基本契約および適用するソフトウェアライセンス契約との間に相違がある場合には、本基本契約が優先するものとする。

- 3.3.2 デベロッパーは、評価版ソフトウェアに関して、オートデスクに代わって、自らの末端利用者との間でライセンス契約を締結してはならない。前記の定めに関わらず、デベロッパーの製品以外の製品の外装またはダウンロード用ウェブサイトには、デベロッパーの製品で使用する言語により、以下に定める文言を明示しなければならない。

“This software is licensed subject to the license agreement that appears during the installation process or is included in the package. If after reading the agreement you do not wish to accept its terms, you must return or destroy the software as provided in the agreement.” 「本ソフトウェアは、インストール中に表示されまたは商品に同梱されたライセンス契約に従って、使用が許諾されます。契約内容をご確認の上、契約条件に同意いただけない場合には、契約の定めに従って、本ソフトウェアを返品または破棄していただくなくてはなりません。」

- 3.3.3 デベロッパーは、本基本契約の期間中、年に1回オートデスクから要求があったときには15日以内に、過去12カ月間に頒布した評価版ソフトウェアの部数および種類を明記した報告書を、書面をもってオートデスクの担当者に提出しなければならない（以下「頒布報告書」）。
- 3.3.4 いかなる場合であろうとも、デベロッパーは、デベロッパーの製品とは別にまたはデベロッパーの製品に関係なく、評価版ソフトウェアを提供してはならない。デベロッパーは、本第3.3条において許諾を受ける限定的な頒布ライセンスを除いて、本ソフトウェアに係るいかなる頒布権も有さず、取得しないものとする。
- 3.4 所有権 デベロッパーは、本基本契約に定める範囲および目的に限って、本ソフトウェアを使用する義務を負う。オートデスクおよびオートデスクに使用許諾を与えた者は、ADN提供物ならびにその全ての写しおよびADN提供物に係る全ての権利に（知的財産権を含む。）関するおよび対する全ての権利、権原および権益を保有する。本基本契約において明示的に付与していない権利は全て、オートデスクが留保するものとする。デベロッパーは、本ソフトウェア（API および評価版ソフトウェアを含むが、これらに限らない。）に係るオートデスクの所有

限って、正式に交付したものと見なす。通知は、郵便の場合は投函から 5 日目に、ファクシミリで送信した場合には受信確認をもって直ちに、または宅配便の場合は寄託から 1 日目に、交付したものと見なす。ただし、住所変更に係る通知は、受領したときにしか効力を発しない。

6. 期間

本基本契約は、両当事者が署名した日のうち遅い方の日付であって、かつデベロッパーからオートデスクに支払われる登録料をオートデスクが受領した（受領している）日（以下「発効日」）に効力を発し、当該暦年末日まで継続して完全な効力を有するものとする。以後、本基本契約は、その条件に従い早期に解除されない限り、デベロッパーがオートデスクに当該年度の登録料を支払っていることを条件として、更に 1 年間自動更新するものとする。

7. 解除

- 7.1 正当な事由に基づく解除 いずれの当事者も、他方当事者が本基本契約の条件に対する重大な違反に陥った場合には、当該違反につき他方当事者に対し書面をもって催告した後 10 日以内にこれが治癒されないときには、本基本契約を解除することができる。
- 7.2 正当な事由によらない解除 いずれの当事者も、30 日前までに書面をもって通知すれば、理由なくして本基本契約を解除することができる。オートデスクは、本条項に従って本基本契約を解除する場合には、当該年度にデベロッパーから支払いを受けた登録料につき、これを日割で返金するものとする。デベロッパーは、本条項に従って本基本契約を解除する場合には、既に支払ったデベロッパーの登録料の返金を受ける権利を有さないものとする。
- 7.3 存続条項 本基本契約の第 2 条、第 7.3 条、第 7.4 条、第 10.3 条、第 10.7 条、第 12 条、第 13 条、第 14 条および第 15 条の定めは、本基本契約の終了または満了後も存続するものとする。
- 7.4 解除の効果 本条項に従ったオートデスクの解除権は、本基本契約、コモンロー又はエクイティに基づき行使可能な他の権利または受けうる救済に加えて行使可能なものであり、かかる権利または救済を制限し、損なうものではない。デベロッパーは、終了時に速やかに、以下の第 10.3 条に従って、全ての秘密情報および ADN 提供物をオートデスクに返却する義務を負うものとする。

8. 登録料

オートデスクは、自らが本基本契約に従って提供するサポートサービスの費用に充当するために、デベロッパーの負担する登録料を定めた。最新の登録料は、ADN メンバーシップ申請書に明記する。オートデスクは、随時単独の裁量により、特別優遇価格を提供することがある。かかる特別優遇価格の提供が終了したときには、当該時点における通常の登録料に戻るものとする。

9. ADN プログラムサポート

- 9.1 ADN 提供物 本基本契約の諸条件に従うことを条件として、ADN 提供物の決定、選定、形式、フォーマットおよび／または引き渡しは、オートデスクが、単独の裁量で行う。デベロッパーは、オートデスクが単独で行う裁量判断に従って、現物引き渡し、オンラインで電子的にダウンロード、またはその他既知もしくは今後開発される技術を利用することにより、ADN 提供物の引き渡しを受けることができる。
- 9.2 デベロッパーサポート オートデスクまたはオートデスクが認定する第三者は、デベロッパーの担当者（実際にサポート申請書を提出した者）がソフトウェア開発に係る基本技能を明示していることを条件として、電子メール、インターネットまたは電話を通じて、ADN メンバースhip申請書に明記されたサポート水準に準拠したデベロッパーサポートを提供する。デベロッパーサポートの対象範囲は、ADN 提供物に関連性を有する事項に限るものとする。デベロッパーは、以下に掲げる全ての事項を認め、これに同意する。
- 9.2.1 デベロッパーサポートは、オートデスクの秘密情報と見なすものとする。
- 9.2.2 デベロッパーサポートは、デベロッパーが本基本契約の条件に従って社内においてADN 提供物を使用するのをサポートすることを唯一の目的として提供するものであり、サポートを利用するのはかかる目的に限る。
- 9.2.3 デベロッパーサポートは、必ずしもデベロッパーの期待する成果を上げるとは限らない。
- 9.2.4 ADN 提供物がデベロッパーの製品においてまたはデベロッパーの製品とともに使用するのに適したものであるか否かの判断については、デベロッパーが単独で責任を負う。
- 9.3 ADN サイト オートデスクは、デベロッパーに ADN サイトへのアクセスを提供する。
- 9.4 マーケティング資料 オートデスクは、マーケティング資料、ロゴ、またはその他広報資料および／またはその単独の裁量で ADN プログラムの円滑な運用または同プログラムの目的の実現を促進するのに適切と考える素材の見本を、随時デベロッパーに利用させることができる。また、オートデスクは、その単独の裁量で ADN プログラムの円滑な運用または同プログラムの目的の実現を促進するのに適切と考える素材の使用を制限することができる。

10. デベロッパーの義務

- 10.1 製品のアップデート デベロッパーは、オートデスクの製品および／またはサービスを補完・強化するようなデベロッパーの製品を制作するよう最善の努力を尽くすものとする。デベロッ

パーの製品がデベロッパーの市販品に該当する場合には、デベロッパーは、当該デベロッパーの製品につき、これに関連性を有する本ソフトウェアの直近の販売後できる限り速やかに、これを完成させ、出荷を開始するものとする。本条項は、デベロッパーが市販するデベロッパーの製品で、動作するために本ソフトウェアが必要なものに限って適用されるものとする。

- 10.2 チェックのためのアプリケーションの提出 デベロッパーの製品が市販品として販売される場合には、オートデスクは、品質に関する顧客の問い合わせに対応し、および／またはデベロッパーの製品が ADN プログラムの目的および基準に適合し準拠したものとなっているかどうかを単独の裁量に基づき判断するため、および本ソフトウェアを使用するデベロッパーの製品の範囲および妥当性を判断する際に、1 暦年に 1 回だけ、デベロッパーの製品調査を求めることができる。また、デベロッパーは、オートデスクから要求を受けたときに、オートデスクの調査のために、評価版ソフトウェアの入ったコンパクトディスクまたはその他の媒体を 1 部オートデスクに提出し、オートデスクから是正要求を受けた場合には、是正を行うものとする。
- 10.3 資料の返却 デベロッパーは、オートデスクから要求を受けたときまたは本基本契約が満了もしくは終了したときに、速やかに全てのオートデスクの秘密情報および ADN 提供物ならびにこれらに関連性を有する写し、要約したもの、抜粋したもの、またはその他オートデスクから提供を受けた資料を、かかる資料が秘密の性質を有するものか否かに関わらず、オートデスクに返却し、または破棄しかつ破棄の事実を確認した証明書を書面でオートデスクに交付するものとする。
- 10.4 不正使用の発見 デベロッパーは、ADN 提供物もしくはオートデスクの素材を無断で使用しまたはその他の形態でオートデスクの所有権を侵害している者または法人であることを認識しているには、当該人または法人にいずれの許諾された ADN 提供物も頒布してはならない。デベロッパーは、自らの顧客または末端利用者がオートデスクのソフトウェアに係るオートデスクの知的財産権を無断で使用しまたは侵害していることを知り、またはその疑いがあると考えられる場合には、直ちにその旨をオートデスクに通知し、当該使用または侵害に起因する訴えの提起に当たって、合理的な範囲内でオートデスクに協力するものとする。デベロッパーが前記に定める通り通知を交付せず、もしくは協力せず、または無断で使用しもしくは権利侵害行為を行った者に引き続き製品もしくはサービスを提供する場合には、デベロッパーの行為は本基本契約の重大な違反に当たるものと見なし、本基本契約を解除しデベロッパーの ADN プログラムに係るメンバーシップを消滅させる正当な事由に当たると見なすものとする。
- 10.5 海賊版製品の取引 デベロッパーは、本基本契約期間中、海賊版製品の生産、マーケティング、販売または流通に参加してはならず、または直接か第三者を介してかを問わずこれらについていかなる種類の利害関係も有してはならない。海賊版製品とは、オートデスクから事前に同意を得ることなく複製されたソフトウェアプログラムを含む製品または媒体をいうものとする。本条項に違反した場合には、本基本契約の重大な違反に陥ったものと見なし、本基本契約を解

除しデベロッパーの ADN プログラムに係るメンバーシップを消滅させる正当な事由に当たると見なすものとする。

10.6 **輸出規制** デベロッパーは、本基本契約に基づきオートデスクの提供する ADN 提供物および技術情報には、アメリカ合衆国（以下「米国」）の輸出管理に関する法令規則が適用されることを認め、かかる法令規則を遵守することに同意する。米国の輸出管理に関する法令規則に基づき、ADN 提供物は、禁止対象の国々に対して、禁止対象の末端利用者に対して、または禁止対象の末端利用者のために、ダウンロードも、その他輸出も、再輸出も、移転も行ってはならない。デベロッパーは、自らおよびその従業員または請負人のいずれも、(a)禁止対象国に居所を置かず、居住しておらず、禁止対象国の国民ではなく、(b)米国政府の備える禁止対象の末端利用者一覧のいずれにも掲載されておらず、かつ(c)別段米国輸出管理規則に基づき認められるのでない限り、ADN 提供物をいずれの禁止対象の最終用途にも使用しないことを（かかる最終用途には、核兵器、化学／生物兵器、ロケットシステムまたは無人飛行体に関する設計、分析、シミュレーション、見積、試験またはその他の行為を含むが、これらに限らない。）、表明し、保証し、約束する。デベロッパーは、自らに適用ある米国法の義務および制限事項が、ダウンロードまたは使用される ADN 提供物に応じて異なることがあること、また時が経てば変わることがあること、および ADN 提供物に適用ある正確な規制を特定把握するには、米国輸出管理規則および米国財務省海外資産管理局規則に当たって確認する必要があることを了解する。デベロッパーは、(i)デベロッパーの国において輸出を制限または禁ずる適用法令規則を遵守し、(ii)かかる法令規則の改正動向を把握する責任を単独で負うものとする。デベロッパーが米国のまたはデベロッパーの国の外国貿易および輸出に関する法令規則を遵守しない場合には、本基本契約の重大な違反に陥ったものと見なす。デベロッパーは、米国のまたはデベロッパーの国の法令規則に基づき、ADN 提供物または技術情報を受け取る権利を有さない国、法主体またはその他の者にこれらを輸出し、移転し、または開示したことを知った場合には、直ちにその旨をオートデスクに通知しなければならない。

10.7 **補償** デベロッパーは、(i)デベロッパーによる本基本契約もしくはいずれかのエンドユーザーライセンス契約の条件違反、(ii)いずれかの末端利用者が提起する訴訟（本基本契約に定める ADN 提供物もしくはデベロッパーの製品に係る訴えを含むが、これに限らない。）、(iii)デベロッパーの従業員もしくは請負人がオートデスクとの雇用関係を理由として主張して提起する訴訟、(iv)デベロッパーもしくはその従業員による過失もしくは故意による作為もしくは不作為、または(v)輸出管理、情報保護およびプライバシーに関する法律など、制定法、命令もしくは規則に対する違反を直接または間接の原因としてオートデスクが負担しまたは被った一切の請求、要求、訴訟、法的手続、調査、費用、損失、債務、または支出について（訴訟費用および弁護士その他専門家に要する相当な報酬を含む。）、オートデスクならびにその取締役、役員、従業員および代理人に補償し、責任を負わせず、これらの者を防御することに同意する。いかなる場合も、デベロッパーは、事前にオートデスクから書面を以て同意を得ることなく、どの

合性について、何ら保証しない。法律で認められる範囲内で、オートデスクおよびその使用許諾者のいずれも、ADN 提供物の使用により特定の成果がもたらされ、または ADN 提供物が故障することなく正確に動作し、またその動作の信頼性もしくは完全な動作を保証するものではない。オートデスクは、ADN 提供物があらゆるハードウェアプラットフォーム、ソフトウェア環境、および/またはモジュール設定において動作し、または ADN 提供物がデベロッパー固有のハードウェアおよびソフトウェア環境の一部として特定の機能を果たすことを保証するものではない。デベロッパーは、本ソフトウェアにはアルファ版、ベータ版、プレリリース版または機能限定版があり、かかる本ソフトウェアは一般に市販される完成版の販売前に大幅な変更が加えられ、または一般に流通しない可能性もあることを認めて同意する。

本基本契約において明示的に定める場合を除き、いずれの当事者も、本基本契約に従って提供される ADN 提供物、オートデスクが実施することのあるマーケティング活動の範囲および期間、またはかかるマーケティング活動の成否について、明示か黙示かを問わず、また法の適用またはその他に基づくかに関わらず、いかなる保証も表明も行っていない。いずれの当事者も、明示か黙示かを問わず、また書面によるか口頭によるかに関わらず、相手方当事者の行ったいずれの表明にも依拠することなく、本基本契約を締結することを決定した。

13. 類似したオートデスクの機能および製品

デベロッパーは、オートデスクがソフトウェアおよびその他の製品を評価し、設計し、開発し、取得すること、およびオートデスクが独自に開発し、評価し、設計し、または取得した製品に、デベロッパーが考案することのあるアイデアおよび概念に類似したものが含まれることがあることを了解する。本基本契約のいずれの定めも、デベロッパーが自ら開発しまたは第三者をして開発せしめたソフトウェアに類似し競合する製品につき、オートデスクが直接か第三者を通じて間接にかを問わず、これを使用許諾し、これを取得し、または独自にこれを開発し販売することを禁ずるものではない。本基本契約のいずれの定めも、前文にいうオートデスクが独自に開発し、使用許諾しまたは取得した独自開発製品に係る権利、およびかかる独自開発製品の使用、販売、賃貸借、使用許諾またはその他の処分を通じてオートデスクが得る収入またはその一部に係る権利のいずれも、デベロッパーに付与するものと解してはならない。

14. 責任の制限

法律で認められる範囲内で、オートデスクは、いかなる場合であろうとも、代替品の調達または代替サービスの確保に要した費用、ならびに本基本契約または ADN 提供物もしくは秘密情報の使用を原因としてその態様の如何を問わず発生したいかなる特別損害、派生的損害、付随的損害、直接損害または間接損害についても、いかなる責任理論に基づくことも（契約に基づくか、不法行為またはその他の事由に起因するかを問わない。）、またオートデスクがかかる損害の可能性について事前に知らされていたとしても、一切責任を負わない。法律で認められる範囲内で、デベロッパーは、オートデスクが本基本契約に違反した場合には、契約に基づくか不法行為その他の事由に起因するかに関わらず、唯一の救済として、オートデスクに支払済みの当該年度の登録料につき日割で返金を受けるものとし、これ以外の救済を受けることができない。かかる責任の制限は、基本的違反、基本的条件に対する違反、または救済が限定的なものである場合にその本質的な目的が達成されない場合であっても、適用するものとする。

15.11 解釈 本基本契約のあいまいな定めについては、起草者に不利な解釈を行わないものとする。

締結日:

デベロッパ番号: JA000000

会社住所: P

会社名: A KN K

締結者: AA S K E P K